

農業農村整備事業に関する意見書

農業をめぐる諸情勢は、国際的な食糧事情の変化、食糧自給率の低下、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況に置かれていることから、農業の将来を担う経営者が育ち、次世代の子どもたちまで農業を継続していく仕組みづくりが必要です。

上田市においては、少雨多照な気象条件と標高差を活かした多様な農業が営まれています。市内の各土地改良区では、これまで行政と一体となり、農業経営の継続的発展を図るため、生産性の向上を目的としたほ場整備や、農産物の生産に不可欠な農業用水を安定的に確保・供給する農業用排水路など農業用施設整備に取り組んできましたが、多くの農業用施設は、その老朽化が進み機能低下が著しい実態にあります。農業農村整備事業は、農業・農村の維持発展並びに食料自給率の向上、さらには世代を超えた資産の維持形成を図る上で、計画的で着実な事業推進が不可欠です。

しかしながら、平成22年度農林水産省予算において、農業農村整備事業予算は前年度に比べ大幅に縮小されました。また、地方裁量に任せた新たな仕組みである農山村地域整備交付金制度についても、1,500億円規模であり、実質的な配分額は不十分と言わざるを得ないのが現実です。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

- 1 国民の命の根源である食の安定供給を図るため、農業農村整備事業の計画的で着実な推進に必要な予算を確保すること。
- 2 地方裁量に任せた新たな仕組みである農山村地域整備交付金制度について、制度の拡充及びこれに対する予算の増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月28日

上田市議会議長 南 波 清 吾